

議題	新規テーマの提案
項目	<会計基準レベル>

提案者：基準諮問会議委員（利用者）

(テーマ)
後発事象
<p>(提案理由)</p> <p>現在の日本基準では後発事象の会計基準が存在しないため、実務上は「後発事象に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第 76 号）に従って対応を行うこととなる。上記監査上の取扱いでは、開示後発事象の例示「4. 子会社等に関する事象」の「④株式取得による会社等の重要な買収」で目的、株式数、取得価額等の詳細な記載が求められている。</p> <p>一方、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第 16 号）の第 17 項では、持分法適用会社の範囲に重要な変更がある場合は、その旨及び理由の記載が求められている（※）。</p> <p>結果として、持分法を適用する関連会社を取得した場合、その取得時期がその前の期の後発事象期間内の時は、後発事象として買収に関する詳細な情報を記載しなければならない。一方、後発事象期間後に取得した時は取得の旨及び理由の記載が求められており、取得した時期如何で結果的にその会社について公表される内容が異なるという不整合が生じている。（なお、子会社を取得した場合には、企業結合の会計基準に基づき注記を行うが、その内容については後発事象での注記と整合性が取れていると考える）</p> <p>（※）同項（2）に、手続について必要と認められる事項を記載するとあるが、これは後発事象の監査上の取扱いで求められている詳細な記載とは異なる。</p>
<p>(具体的内容)</p> <p>■現在の日本基準には存在しない後発事象の会計基準を整備する。</p> <p>■その際、「4. 子会社等に関する事象」は子会社に限定することを明記し、決算での注記と整合させるようにする。</p>

事務局対応案

1. 基準諮問会議委員から頂いた提案は、後発事象に関する会計基準の整備に関する事項である。後発事象については、平成 22 年 8 月の企業会計基準委員会において、基準諮問会議から ASBJ に対して、「後発事象の考え方を整理した上で、国際会計基準等と同様に、後発事象の定義、会計処理、開示等を規定する会計基準等を策定することが適切であると考えられる。」とする提言がされた。この提言を受けて ASBJ の委員会において後発事象の会計基準の策定に関する検討が、IAS 第 10 号とのコンバージェンスを念頭において、平成 22 年 9 月から平成 23 年 3 月にかけて行われた。しかしながら、会社法監査報告書日以後の後発事象の取扱いについてコンセンサスが得られず、検討は中断している。したがって、次の基準諮問会議で、ASBJ から状況の報告を受けることとしてはどうか。

提案者：実務対応専門委員会委員（監査人）

(テーマ) 完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合の会計処理
(提案理由) 完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合の完全親会社の会計処理（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第203-2項(2)①）について、完全親会社はその株主資本を変動させるのではなく、完全子会社株式を追加取得する会計処理に改めるべきである。
(具体的内容) 1. 現行の取扱いでは、無対価会社分割で完全親会社の事業を完全子会社に移転する場合には、完全親会社はその株主資本の額を変動させ、完全子会社は完全親会社で変動させた株主資本の額を会計法の規定に基づき計上することとされている（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第203-2項(2)①）。したがって、完全親会社ではその保有する完全子会社の株式の帳簿価額は減少しないことから、いったんこの会計処理により完全子会社の株主資本を増加させた（完全子会社の企業価値を増加させた）後に当該完全子会社の株式を売却した場合には、完全親会社が減少させた株主資本の額を子会社売却益に転嫁させる結果となる。 2. 一方、会社分割の対価として完全子会社株式が完全親会社に交付される場合には、完全親会社において完全子会社を追加取得する会計処理となり、その後完全親会社が子会社株式を売却しても無対価会社分割の場合のような不合理な結果は生じないと考えられる（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第226項）。 3. しかしながら、完全親会社から完全子会社へ会社分割で事業を移転する場合には、対価として完全子会社株式が完全親会社に交付される時と無対価である時とでは、経済実態に何ら影響がない。したがって、これらの会計処理を整合させ、無対価会社分割の会計処理についても、完全親会社においてその株主資本を変動させるのではなく、完全子会社に対する追加投資とする会計処理に改めるべきである

事務局対応案

2. 基準諮問会議委員から頂いた提案は、会計基準レベルの提案であるが、検討にあたっては、現行規定による実務上の問題点の有無の確認など技術的な評価が必要と考えられるため、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼してはどうか。

以上